

第 110 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 110 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

日時：令和 6 年10月 2 日（水）13：00～15：06

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討

（国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム）

3. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

資料 1 食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資料 2 基本計画の策定に向けた検討の視点

（国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム）

参考資料 1 我が国の食料安全保障をめぐる情勢

（令和 6 年 8 月29日 食料・農業・農村政策審議会資料）

参考資料 2 食料・農業・農村基本法 改正のポイント

参考資料 3 食料・農業・農村基本法

午後1時00分 開会

○政策課長 それでは定刻となりましたので、ただいまより食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日も御多忙にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、大橋委員、堀切委員、水戸部委員、宮島委員、吉高委員が所用により御欠席、また二村委員におかれましては遅れて御参加ということでございます。現時点で企画部会の委員の御出席者は16名ということでございまして、食料・農業・農村政策審議会令の第8条第1項及び第3項の規定による定足数、3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告申し上げます。

また、本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題についてでございますが、新たに基本法の基本理念として位置付けました「国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム」について御議論をいただきたいと思います。

それでは、この後の司会の中嶋部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は第2回目の議論となります。委員の皆様におかれましては、よろしくお願いいたします。本日の審議会は、15時まで開催する予定です。

それでは、議題に入らせていただきます。

初めに、事務局から資料について御説明いただき、その後、委員の皆様の間で意見交換を行っていただきたいと思います。

今回のテーマは四つの項目に分かれておりますが、項目ごとに深く関係し合うものであると考えております。御発言の際には、項目ごとに分かれないう横断的な御意見もあると思いますので、そのように御発言していただいても結構でございます。

また、ほかの委員と同様の御意見であっても、御発言いただいても差し支えございませんので、あらかじめお伝えさせていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○消費・安全局長 消費・安全局長でございます。

では、資料2に基づいて御説明をさせていただきます。

1 ページ、目次を御覧いただいて、4項目でございます。最初の1と2は私の方から御説明をさせて

いただいて、その後、3、4に関しては宮浦総括審議官の方から御説明をさせていただきます。

では早速、最初の課題、「食品アクセス」でございます。3ページを御覧いただければと思います。

最初に御報告させていただいたとおり、今回の課題は、今回の基本法の改正で、国民一人一人の食料安全保障、すなわち国民一人一人が食料を入手できる食品アクセスの確保というのが新たに位置付けられたところでございます。まず、この課題から御説明をさせていただきます。

3ページは、現状認識です。一番上のポツを見ていただいて、これまでの認識ですけれども、食料の総量を確保すれば、国民に広く食料を行き渡らせることが可能だという考え方にこれまでは立っておりまして。

一方で、二つ目のポツのとおり、高齢化や単身世帯が増加する中で、なかなか買物の足がない方が増えてきている。さらには、地元の小売業の廃業で、身近に店がないといったようなことで、過疎地のみならず、都市部においても、いわゆる買物困難者が増えてきているということがございます。

次のポツのところは経済的アクセスでございますけれども、低所得者層の割合が増加しているという中で、右の図の下のところにあるとおり、例えば年収150万円未満の皆様のグラフは、経済的理由で家族が必要とする食料が買えなかった経験があったかどうかを調べた調査でございますけれども、約4割が買えない経験があったといったようなことでございますので、経済的な理由によって十分な食料が入手できなくて、健康的な食生活が実践できていない。すなわち、経済的アクセスの問題が発生してきているということでございます。

続けて、4ページを御覧いただければと思います。

現状の更なる分析でございます。一番上にあるとおり、まずこういった取組、地域や民間が主体となって様々な取組が行われてきております。まず物理的アクセスに関して言うと、移動販売、宅配の実施、ミニ店舗の開設など、ラストワンマイル物流と言われるものであるとか、買物支援バスを始めとした交通手段の確保などの取組が様々堅調に進んでいるという状況です。こういう物理的アクセスに関する市町村のアンケート調査をしているんですが、対策を必要とする市町村の約9割で、市町村又は民間事業者で実際に対策が行われているという状況にございます。

続いて経済的アクセスに関してですけれども、取組の主体をなすフードバンク、こども食堂の数は年々増加しております。フードバンク、令和元年度120団体が、令和6年度現在で278団体であったり、こども食堂についても令和元年度で3,718か所が、令和5年度現在で9,132か所ということで急速に増加しているという状況にございます。

また、現場の実態を見てみますと、例えば食品を提供する企業の拡大だとか、フードドライブに市民が参加してもらおうといったことで、プラットフォームを設けて地域で連携して取り組んでいる取組、

さらには企業から寄附食品を一括して受け取って、県内のフードバンクに配布するような、地域で協議会を設けるといったようなことで、地域の取組も徐々に広がっているというところでございます。

一方で、実態として見ると、事業系の食品ロス量は236万トンと推計されている中で、フードバンクの取扱量はいまだ1.3万トンということで、食べられる食品が数多く残されているんだけれども、まだまだ活用されていないものが多いという状況でございます。

続けて5ページで、上のところ、まずすう勢です。そういったことからして、今正に買物困難者になってしまうような一人暮らしの高齢者の数、今後も更に増加する見込みであるということと、さらには、世帯所得100万円以下のひとり親世帯に関しても増加傾向にあって、こうしたひとり親世帯は今後も増えるということになっておりますので、ポツの三つ目にあるとおりで、これから5年後を一つめどに考えても、買物困難者であるとか経済的に困窮している人の数というのは大きく減少することはないというふうに推測されております。

次に、左側に課題で、右側に検討の視点という整理をしてございます。

課題の一つ目を見ていただいて、こういった国民一人一人の食品のアクセスの確保というためには、食品の事業者から、実際、食料を必要とする方に提供するフードバンクだとか、そういった団体までの地域のフードチェーンを確保・強化する必要があるということでございます。フードバンクや個々の取組だけではなかなかうまくいかないところを、どうやってフードチェーンをつないでいくかという課題があるのではないかとということです。

二つ目のポツのところです。こういった課題に関しては、地域それぞれ主体も違いますし、置かれている状況も違いますので、課題・状況は様々でございます。それぞれの地域の課題に対応した形で取組を進める必要がありますけれども、なかなかそういう現状と課題の分析だとか課題の共有だとかできていないというのが実情かというふうに思います。

物理的アクセスに関して言うと、先ほど9割は取り組んでいるという裏返しで、1割超の市町村では対策が講じられていないということがございます。実際、対策の主をなす民間事業者の参入状況を見ても、64.2%にとどまっているという状況です。

経済的アクセスに関しても、多様な食品をこういう困窮者の方々に届けるということに関して言うと、出し手と受け手の相互の情報が不足しているという状況にございます。食品事業者から見れば、どこに出せばいいか、なかなか分からない。さらには、フードバンクの側から見れば、どこにそういった食品があるか分からないといったことがあって、相互に情報が不足しておりますので、フードチェーンが残念ながら十分つながっていないということ。さらには、フードバンクにおいても、やっぱり保存性の良いような食品は非常に取り扱われるんですけども、生鮮食品を始めとして、例えば野

菜だとか肉だとか、そういったものを受け入れて提供する体制、まだまだ十分じゃないといったことがございます。

最後のポツのところですが、こういった問題は様々なほかの施策とも関連しているということです。食品ロスの削減だとか生活交通の正に整備の問題、生活困窮者対策や、子供の貧困支援といった様々な施策と密接に関連もしていますし、そういった施策の中でも取り扱われているということがございますので、こういう施策との連携が非常に重要ということになっているというふうに考えております。

右のところ、検討の視点でございます。一番最初のポツは、まずは実態把握ということでございます。食品アクセスに関しての全国的な取組状況、さらには各現場での課題の抽出ということが非常に重要かというふうに考えております。

続けて、正にフードチェーンの確保を地域でやっていくためには、市町村中心に、そういう関係者が連携する体制づくりの支援というのが必要かというふうに考えております。物理的アクセスに関しては、正にそれぞれの地域の課題に応じて、民間の事業者などを含めたラストワンマイル物流の確保などを更に進めていく必要があるということです。

経済的アクセスに関しては、経済的困窮者に対して、量をとにかく、提供できる食料を増やしていくということもありますし、先ほど申し上げたとおり、健康な食事のためには様々なバランス良い、食品の質を高めていくと。生鮮食品を含めた質を高めるということも大事ですので、出し手・受け手のマッチングを促進するとともに、寄附をする食品事業者の取組を促進するために見える化をしたり、さらにはフードバンク・こども食堂などの冷凍・冷蔵や保管の施設などを含めた受入れ提供機能の強化など、出し手・受け手双方における取組の促進というのが重要なんじゃないかというふうに考えております。

様々な施策が関連しているということがありますので、今関係省庁の支援策をまとめて、支援策パッケージを作ったり、食品ロスとの関連が強いということもありますので、「食の環（わ）プロジェクト」といった形で一体的に推進するような施策のスキームを作っておりますので、関係省庁と一体となって取組を進めていくということが重要ではないかというふうに考えてございます。

続けて2項目の課題でございます。「食品安全・消費者の信頼確保」でございます。

7ページを御覧いただいて、二つの課題、まず最初に食品の安全でございます。一つ目、二つ目のポツにあるとおりで、もちろん食品の安全は最重要課題ということでございます。農水省だけではなくて、食品衛生法を所管する厚生労働省、消費者庁であるとか、食品安全委員会、そういった機関と一体となって食品の安全性の維持・向上ということで、科学に基づくリスク管理という、この基本に

立って健康被害の未然防止を図ることが重要だという認識でございます。

様々な危害要因、これまでも科学的知見に基づいて低減対策などをまとめております。右にあるとおり、着実に指針などを作成しながら現場の取組の展開を図っているところです。またあわせて、食衛法の規格基準の設定などを進めているというところでございます。

有害化学物質の現状は、様々なリスク管理を行い、安全確保をしているところですが、例えば気候変動の影響などで海産毒、かび毒の発生状況が変わってきていたり、PFASのような新たな危害要因、こういったことへの対応なども必要となっているところでございます。

一方で、有害微生物については、食中毒の発生は相変わらず一定程度存在しているという中で、生産から消費に至るまで、各段階での対応ということは重要で、取り組んでいるところでございます。

生産資材についても、科学的知見に基づく安全性確保、さらにはリテラシーという点で食品安全における知識の普及も行っているのですが、なかなか若い世代を中心に意識が低い状況といった調査結果もあるところでございます。

さらには、表示に関しては、これは正に消費者の信頼確保のために重要な施策でございます。農水省は監視業務をやっております。右の下のところ、是正や指導している件数が出ていますけれども、減少傾向にはあったのですが、近年、残念ながら少し増加しているような状況もございます。

ポツの三つ目にありますけれども、近年、例えばあさりや、ふるさと納税返礼品の産地偽装の件であるとか、さらには加工食品の表示が拡大する中で、そういった不適正な事案などが発生しているところでございます。類型は二つあって、一つは正に不当利益を得るものを目的としたものもある一方で、表示ミスやルールの不徹底なども目立っているところでございます。

最後、8ページを御覧いただいて、左側のところの克服すべき課題としては、食品安全については、正に新たな様々な危害要因が出てきているので、こういったところへの対応ということでございます。

さらには、農薬などの生産資材については、最新の科学的知見に基づいた安全性の確保が重要と。

さらには、リテラシーの課題がありますので、消費者の食品の安全に関する知識の普及というのが必要だということでございます。

表示に関しては先ほど申し上げたとおりで、一つは不当利益、これを追うような不正はなくしていかなければいけないということなんですけれども、起こりやすいような品目だとか起きやすい事業者の傾向などを把握して対応していく必要があるだろうということと、二つ目、三つ目のポツのところは表示ミスであるとか表示の不徹底というところに関しては、しっかり対応が必要だというふうに考えております。

右側、最後は検討の視点でございます。何より食品安全については、起きた後の後始末ではなくて、

起きる前の未然防止という考え方を基に、科学的知見を基にリスク管理を引き続き実施するというところかと思えます。新たな危害要因、実態の調査をまずしっかりやって、科学的知見を蓄積して、リスク低減の取組の実施に努めていくということが必要なのではないかと考えております。

生産資材のリスク管理、リスクの規制に関しては、農薬など、最新の科学的知見に基づく再評価などをしながら、適切に進めていくということです。

さらには、リテラシーということに関しては、若者を中心にリテラシー向上も課題ですので、情報発信及びリスクコミュニケーションの更なる推進を進めていきたいということでございます。

最後、表示の適正化は、先ほど申し上げたような課題の対応ということでございます。正に、起きやすい品目を、違反が起きた後で対応するのではなくて、そういったことを起きないように、起きやすい品目だとか事業者の傾向を把握しながら監視をやっていき、未然防止を進めていくということと、現場のミスだとか不徹底というところを改善していくような取組を企業とともに進めていくことが必要ではないかと考えております。

続けて、3番以降を御説明させていただきます。

○総括審議官（新事業・食品産業） 食品産業担当の総括審議官の宮浦でございます。続いて御説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。食品産業の、まず現状分析です。上の概況のところを御覧いただきますと、食品産業は、国産の農林水産物の仕向先として食料の安定供給に資するということと、特に地方では地域経済とか社会、あるいは雇用創出の面でも役割を果たしてございます。

また、日本の食品産業はインバウンドの方々からは評価が高いように、品質の高い製品を種類を豊富に提供いたしておりまして、食生活の豊かさを支えているものと承知してございます。

国内生産額でございますが、2022年で96.1兆円、全経済活動の生産額の8.6%を占める内容になってございます。

また、右の上の真ん中の表、国内生産額というところを御覧いただきますと、緑の製造業、それからグレーの流通業のところは増加基調でございますが、外食はコロナを挟みまして落ち込んだ後、現状、回復途上にあるという状況でございます。

国内状況ですが、製造業、卸売業、小売業、外食産業とございますけれども、総じて中小零細企業であります。右の上の表でございますが、その中で、また労働生産性は低い状況にあるということで、右の下の方の真ん中の表でありますけれども、全製造業ですとか全サービス業に比べますと6割から7割程度の水準にあるという状況でございます。

それから、長引くデフレ経済下で、価格の安さによって競争するような食品販売というものが定着

をしてきているということと、最後に流通に関して言いますと、9割以上がトラック輸送に依存をしているということから、物流の2024年問題に端を発しまして、輸送力不足が懸念されるという状況でございます。

11ページを御覧ください。海外の状況でありますけれども、国内市場が人口減少に伴いまして縮小する一方で、海外市場は拡大の傾向にございます。一方で、右のグラフにございまして、国際的な原料調達の競争というのは、かつての地位から落ちるような状況になってきてございまして、この調達リスクが増大しております。また、国際市場では欧米を中心にして、環境負荷の低減への取組ですとか、人権への配慮、栄養への配慮、こういったものの国際的なルール形成が進んでおりまして、こういうものに対する取組に応じて、企業の評価ですとか投資の判断基準となりつつある状況でございます。

12ページを御覧ください。5年後のすう勢についてであります。

まず食料の支出ですけれども、単身世帯の増加ですとか共働き世帯の増加などが見込まれまして、食の外部化ですとか簡便化が一層見込まれる状況でございます。

右の表のところにもございまして、2015年を100として、2030年の見通しをいたしますと、生鮮食品は落ちる一方で、加工食品や外食は1人当たりの支出は増加する。それから、その下の支出総額は人口減少分を加味いたしますが、そうしますと加工食品は増加、外食はほぼ同水準といったような状況でございます。

また、次に訪日外国人訪問者の飲食消費額を見てまいりますと、右の下表になりますが、下のオレンジの部分になります。2015年と比べましても、2023年は1.2兆円まで増加をしてございまして、今後も国際観光の振興に向けて、訪日外国人旅行者の増加が見込まれますので、この消費額というものも増加すると見込まれるような状況でございます。

続きまして、13ページであります。業界構造であります。食品産業の事業主の3割から5割の方は70歳以上となつてございまして、その5割以上の方々が事業承継の意向を示していないような状況でありますので、事業者数の減少が見込まれる状況であります。また、物流業者、トラックなどの物流業者の方々の輸送能力に関しても不足が見込まれるという状況であります。

また、最後に海外動向であります。国際的な食市場は、右の下表にございまして、各地域において拡大傾向が見込まれておりますので、輸出額の拡大の余地が見込まれるような状況であります。

14ページを御覧ください。課題と検討の視点であります。

まず最初に、輸入リスクの顕在化であります。調達リスクの増大を踏まえまして、国産原材料の利

用促進ですとか、地元の農林漁業との連携を促進するというような必要性が高まっているものでございます。

また、物流の問題に関しましては、ドライバーの方々に敬遠されないようにするためには、荷待ち時間の縮小ですとか手荷役、いわゆる労働の多さなどを克服していく必要があるだろうということ。

それから、環境問題に関しては、国際的な市場で取引を拡大していこうとすれば、やはりこういった環境負荷ですとか人権への配慮といったものにも取組をしていかなければいけないであろうということで、まず右側の検討の視点であります。一つ目には食品事業者と農林漁業者の連携を促進して、新しいビジネスの展開を促していくべきではないかといったこと。それから、各地で農林漁業者、食品事業者などの関係者が幅広く連携・協調するような場の構築も進めていく必要があるんじゃないかといったこと。

二つ目の流通でありますけれども、国土交通省などの関係省庁や自治体とも連携をいたしまして、標準パレット、1.1メートル掛ける1.1メートルのプラスチック製のパレットでありますけれども、こういったものの導入ですとか、それからドライバーの方が日帰りできるように、中継共同物流拠点を整備するといったことが必要ではないか。あるいは、トラックに依存度が高いわけですが、鉄道ですとか船舶への輸送へのモーダルシフトを進める必要があるのではないかと。

それから三つ目として、環境負荷低減の取組として、脱炭素化ですとか環境負荷低減の技術導入、こういったものを促していくことすとか、環境、人権、栄養といった課題に関して、国際的なルール形成に積極的に参加するように官民が連携をしていくべきではないかといった視点を提示してございます。

続きまして15ページであります。左側の課題であります。消費行動への情報提供の必要性というので、CO₂削減などの環境配慮について、消費者の製品選択・行動変容がなかなか進まないといったことがございます。また、世界的な技術革新の進展として、労働力不足に対応した生産性向上への対応、あるいはフードテックなどの先端技術に対する投資の拡大を促していくべきではないかと。

最後に、脆弱な業界構造の改善として、事業継続。中小零細企業が大宗を占める中で、事業の継続に支障が生じるおそれがないか、あるいは海外市場を視野に入れた食品産業に転換していく必要があるのではないかと。といった課題があらうかと思えます。

これに関して検討の視点といたしましては、上の方から、環境負荷低減の取組をラベル表示するような「見える化」の取組を進めることが必要ではないかと。

それから、技術の開発・利用につきましては、AIですとかロボットなどの自動化技術を積極的に取り入れて、生産性向上を図っていく必要はないか。さらには、日本発のフードテックビジネスに関し

て、更に一層強化をするということと、消費者の理解醸成も併せて取り組んでいくべきではないか。それから、JASなどの規格の活用と国際標準化についても、より戦略的に推進していく必要がないかといったこと。

最後に、事業基盤でありますけれども、地域の食品企業をより規模の大きなものにしていくような取組を促していくべきではないかといったことですか、企業の海外展開も促進をしていく必要がないか。

これらを通じて、食品産業の国内生産額の増加を図っていくべきではないかということが視点としてございます。

続きまして、「合理的な価格形成」。17ページをお願いいたします。

まず現状分析であります。左側でございますとおり、肥料や飼料などの生産資材の価格が上昇し、高い水準が継続をいたしてございます。右側の表にございますとおり、オレンジの肥料、それからブルーの飼料などは2021年の1月と比べても高い水準になってございます。これに比べますと、その下の農産物価格指数というのは、赤いのが総合でありますけれども、112%台といった形で、僅かな価格上昇にとどまっているといったこと。それから、長期的に長引くデフレ経済で安売り競争が常態化してきたことから、左の下のところでございますとおり、GDPデフレーターも各国の1998年比に比べますと日本が非常に低い水準にとどまっている。

それから、18ページでございます。5年後のすう勢であります。賃上げですとか物価上昇を伴う経済への再帰を目指す中でありますので、コスト上昇に見合った価格改定が行われるような環境の整備、これによって中長期的に持続的な供給が確保されることを目指すべきではないかと考えてございます。

それから、克服すべき課題としては3点。

まず品目別のコストの明確化（見える化）であります。コストに対する理解醸成を進めるためにも、コストをきちんと把握して、見える化をしていくということが必要ではないか。

二つ目に関係者の理解醸成ですが、必要なコストの転嫁について情報発信が必要ではないか。

三つ目として、合理的な費用が考慮される仕組みの構築に関して、費用が上昇しても機動的に価格交渉・改定ができるようにしていく必要があるのではないかということ。

右側の検討の視点ですが、まず最初にコストの見える化というので、現在農水省で取り組んでおりますコスト構造の実態調査、こういうものをより幅広く行っていくということですか、それから合理的な費用の指標となりますコスト指標の作成といったものを進めて、こういったものの課題の検討なども進めていく必要があるのではないか。

それから二つ目に、関係者の理解醸成ですが、これは生産などの現場の実情ですとかコスト高騰の背景、こういうものをきちんと情報発信をしていくということ。

それから最後に、合理的な費用が考慮される仕組みの構築についてですが、コストを明確化して、速やかに交渉するようなことを通じて、当事者間で合意の下に価格決定するという仕組みを構築することは必要ではないかと考えてございます。右の下の方に、イメージとして仕組みの図が描いてございますが、上の方から御覧いただきますと、需給や品質を「反映」して価格を決定するという基本は維持した上で、合理的な費用を「考慮」するということを補足するような仕組みでございます。売り手の方からはきちんと費用を把握して、それを見える化し、費用が変動した際には、その水準ですとか要因などを説明する。買い手の方は、そういった説明があった場合には速やかに価格交渉をして、説明のあった費用を考慮しながら価格改定などを検討する。最終的には、③というところがございますが、双方合意の下、当事者間で価格を決定することについて、このコスト考慮の具体的な方法をより明確化するような制度検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの御説明を踏まえまして、委員の皆様から御発言をお願いしたいと思います。

皆様の議論の時間を考慮して、恐れ入りますが、お一人3分以内ということでお願いいたします。

それから、4人程度の委員の皆様からまとめて御意見をいただきまして、そこで事務局から回答するという形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日御欠席の水戸部委員からは事前に御意見をいただいておりますので、配布しております。御覧いただければと思います。

特段の順番は指名いたしませんので、御発言いただければと思います。

それでは、今、山野委員がお手を挙げていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○山野委員 ありがとうございます。JA全中の山野でございます。私から3点、意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、食品アクセスについてでございます。JAは日本全国に存在するため、その管内に山間地、過疎地を有するJAも多くございます。そのため、移動購買車の運営により、組合員・地域住民に食料を届けているJAも多く、2023年度で103JAが取り組んでおります。延べ114万人が利用する地域のインフラとなっております。近年では、ATMを併設した移動金融購買車も取り組んでおるところでございます。

一方、人口減少や人手不足が進む中で、その運営は容易ではございません。取組が継続できるように、省庁横断的な支援をお願いいたします。

また、我が国における経済的困窮者が増加し、経済的理由により十分な食料を入手できない方が増えていることは大きな問題でございます。JAといたしましても、こども食堂を自ら運営、あるいは地域の組織と連携して食材を提供するなど、200以上のJAが取り組んでおります。フードバンクに食材を提供するJAも増えております。

こうした民間の取組の後押しとともに、国や自治体の公的な支援を組み合わせることで、全ての消費者に国産農畜産物を始めとする十分な食料の供給が行えるよう取り組む必要があると考えております。

2点目でございます。食品産業についてです。食の外部化、簡便化が進む中で、消費者のニーズに応え、安心・安全な国産農畜産物を安定的に供給する上で、食品産業との連携は重要でございます。改正基本法に記された国内の農業生産の増大を進める観点のみならず、フードマイレージの削減や温室効果ガス削減など環境負荷の低減の観点からも、国産農畜産物のシェアを増やしていくことが重要となります。

こうした観点から、農業者側、職員・事業者側の双方が持続的に発展できるよう施策を展開していくようお願いいたします。

また、物流については、資料に記載のとおり、中継共同物流拠点等の整備、パレチゼーションの促進に加え、産地における集出荷施設の改修も含め、サプライチェーン全体の物流効率化を促進するためにも、支援について抜本的に拡充することは必要ではないかと思っております。

3点目は合理的な価格形成でございます。生産コストの高止まりが続く中、適正な価格形成は食料の持続的な供給の実現に向けては様々な論点・課題もございます。関係者の合意形成を一步步積み上げていくことは必要ではなかろうかと思っております。法制化の対象については、米や野菜を始めとする幅広い品目を検討いただきますようお願いいたします。

仕組みの実効性を確保することも重要となります。需給と品質を基本としつつ、農畜産物の持続的な供給に必要な生産コストが考慮される仕組みとなるため、国による一定の関与が不可欠と考えております。

関連いたしまして、消費者理解についてお話しさせていただきます。消費者の皆様に対し、生産者の現場の実情、コスト高騰の背景、環境負荷の低減に向けた取組等を分かりやすく伝えることは農畜産物の持続的な供給を行う上で極めて重要となります。つい最近、米の一時的な不足や米価の値上がりがある中で、様々なメディアが報道を行いました。単に値上がりして問題だという報道もございま

した。コストの高騰や農業者数の急減など産地の実情を伝える報道、御飯一杯数十円程度で決して高くないことなど、冷静な報道もあったことは大変ありがたく感じております。

ここ数年、生産現場を取り巻く情勢は更に厳しさを増しており、そうした現状を消費者の皆様には正確にお伝えすることも重要であると考えております。我々も国消国産の考え方の下、消費者の皆様が国産農畜産物を応援し、消費しようという行動変容につながるよう、引き続き取り組んでまいります。

新たな基本法においても第14条、消費者の役割が加筆され、「食料の持続的な供給に資する物の選択に努める」とされました。政府におかれましても、今後の情報発信の在り方について検討、具体化いただきますようお願い申し上げまして、私からの意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、続いて稲垣委員、お願いいたします。

○稲垣委員 本日のテーマについて申し上げたいと思います。

食品アクセスについては、今回の改正基本法で、食料安全保障を国民一人一人が入手できるという、すごい打ち出し方をしたことを踏まえると、本当に大事な観点だと思ひまして、来年度の概算要求でも食品アクセス関連の予算を15億円と、相当野心的な取組をされていると思っております。

ただ、今日の御説明の中でもフードバンクの取組についてつまびらかになっているわけですが、アメリカのフードバンクの仕組みと比べると、やや日本のフードバンクは寄附に、善意、推譲の精神と云うのでしょうか、そういうものに依拠しているのに対して、アメリカは税制、またリスクに対する免責の法律があったり、さらには余剰農産物の買上げ等があることに對し、日本のフードバンクは検討の余地があると思ひます。寄附を基本とするのであれば、アメリカの制度には寄附をすると税制の控除がある、というような仕組みが整えば、更にそういう寄附金を基に、例えば余剰農産物の買上げみたいな発想もできるのではないかと思ひます。それから、あとアメリカにはもう一つ、フードスタンプという大規模な、食券といいますか、食品にアクセスする仕組みがあるわけですが、先ほどの御説明で、日本の場合もこれだけ貧困な方が増えていると。多分御検討はされて、難しいからこういうことになっているのかもしれませんが、生活保護に約3兆円以上の予算で200万人の方が対象になっています。必ずしも現金給付だけではなくて、食券や食料品を充てるということが考えられないのか。そうすれば農産物の買上げみたいな道も開けるのではないかと、やや素人的に思ひているのが1点であります。

2点目の食品安全・消費者の信頼確保につきましては、安岡局長のお言葉の中に随分、消費者のリテラシーということが強調されておひまして、山野会長とそこは私、同じなんです、今回の改正基

本法の第14条で消費者の役割ということをかなり踏み込んで書かれて、消費者の行動が「食料の持続的な供給に寄与する」とまで書き込んでおりますので、そういう部分とのシナジー効果を含めて御検討いただく観点があるのかなと思いました。

三つ目の食品産業については、鉄道・船舶のモーダルシフトということ、全くそのとおりだと思いますし、北海道の水戸部委員の資料の中にも「環境負荷軽減に寄与するモーダルシフト」という文言があったわけですが、これは農業だけではなく、多分オールジャパンの問題ですし、特に農業は昔、桃太郎の昔語りじゃありませんが、おじいさんは山にしば刈りにということで、燃料を自給していたということに立ち返れば、食品産業だけの問題ではなく、環境、経営のことも絡めて、再生エネルギーのことをしっかり位置付ける必要があるのかなと思う訳です。駅や港に食品を運ぶときに、地産地消のエネルギーを活用していくという視点が大事なのかなと思う次第であります。

それから、合理的な価格形成は、日常的に余り接点がないんですが、よくお付き合いをしている農業者の方と議論すると疑問がある訳です。新しい概念ですので、なかなか現場に浸透していないのも分かるのですが、要するに今の基本法の場合は、「価格は市場で、所得は政策で」ということなのですが、これは改正基本法の中でも変わっていないと思うのですが、その所得は政策でということと、合理的な価格形成がトレードオフの関係になるんじゃないかということとを心配されている経営者の方に何人かお会いしているわけでありまして。今現場の農業者の方は新聞報道に一喜一憂じゃなくて一憂二憂というか、何か見出しが躍る度に切ない思いをしている方が多いと感じています。この合理的な価格形成についても今申し上げましたようなことが進めば、今ある政策が弱くなるんじゃないかという心配をしている方が現にいるということを踏まえて、この価格形成の問題には当たっていただきたいなと思っている次第でございます。

私からは以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

すみません、1点だけ。トレードオフになるというのは、何と何がトレードオフになりますか。

○稲垣委員 要するに、合理的な価格形成に政策がシフトした結果、所得は政策でという、いわゆるそういう所得政策といいますか、価格を補填するような政策が薄まってしまうんじゃないかという。これは、現に農業法人の経営者の方とお話をする中で、ああ、そういう見方もあるんだなと思った次第ですので、申し上げた次第であります。

○中嶋部会長 すみません、ありがとうございます。

それでは、赤松委員、続いてお願いいたします。

○赤松委員 赤松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは3点でございます。

まず一つ目は全体的なことです。今日が、実質1回目の会議だと把握していますが、全体的なこととして、今回の基本計画の全体像について、私たち共通理解を持っておく必要があるのではないかと考えております。

多分、今日のお話を伺った限りですと、5年計画であるというのは分かりますが、何を目指して、何をゴールとしてこの5年間でやる。そして、今回PDCAを踏まえて実施していくということですので、Cの部分、評価に当たっては多分、数値目標とかも予定しているのではないかとと思うのですが、その辺りのこと、たとえば、評価指標はどのぐらい設定できるのかということについて、私たちは理解できていないのではないかと考えております。これまでは、食料自給率を挙げていたと思いますが、今回の食品のアクセスに関しましては、多分食料自給率でははかれないと思います。そういった面でも、それぞれの各項目の中で挙げられている評価指標について、どうしていかなければいけないのかという点は検討する必要があるのではないかと考えております。

2点目は、食品アクセスの経済的アクセスのことについてです。

これは、フードバンクやこども食堂の活動を私は否定するわけではないので誤解はしていただきたいのですが、これら二つのことが今回提案とされていましたが、これは根本的な課題解決ではないと考えております。これは地域住民から自然発生的に起こってきた活動であり、これは大変意味のあることです。地域住民の方がこれしかできなかったということで挙がってきたと思うんですが、国としてこれをもっと広げようというのは、日本の社会がそうになっていいのかというのは少し疑問にあります。

ほかにも、先ほど稲垣委員からも御説明ありましたが、例えばフードスタンプ、アメリカで言うとスナップですね。生鮮食品も買えるような金券のようなサービスがあったりとか、生活困窮者の方たちでも皆と同じように買物ができるような支援というものが、ほかにはないのかと考えております。フードバンク、今後、栄養の偏りをなく、ということを考えていらっしゃるようですが、なかなか限界があるのではないかと考えております。

3点目は、最後の価格形成について、消費者の視点も入れていただきたいと思います。今の収入に対してどのぐらいの支出、またその中での食費が本当に適切なかどうか、いわゆるエンゲル係数のようなものを見て、生産者の方のことを理解することも非常に大切なのですが、どこにどのぐらいギャップがあるのかというのを踏まえた上で、お互い歩み寄る必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

ほかにもう一方、伺いたいと思いますが。

では、大津委員お願いいたします。

○大津委員 御説明ありがとうございます。すみません、この分野のこと、思っていることが多過ぎて、ちょっと3分にまとまるか分からないんですが、できるだけ手短にお話ししたいと思います。

まず、それぞれの分野について申し上げますと、食品アクセスについては高齢者の単独世帯や老老介護を含めた高齢者だけの世帯というのは今後どんどん増えていくと思いますが、もし食材を買えたとしても料理ができない、作れないという状況が考えられます。ただ、その皆さんが施設に入居すると介護保険が破綻するとも予測されている中で、買物というよりは宅食サービスとセットで考えたり、できれば、集落単位で取り組んでいくのが理想なのではないかなと思っています。

その理由は、市町村の合併が進んでいる中で、農村でも行政と住民が顔の见えない関係になりつつありますし、また規模を大きくすると、結局BtoBの扱いになり、量の確保や管理が困難になってしまいます。この国の発展を支えてこられた高齢者の皆さんが安心して老後を過ごしていただくためには、ただ食品にアクセスできればいいというだけの話ではなく、安心、人と人のつながりとか、顔が見えるという関係を築いていく。例えば実践として、コミュニティナースカンパニーや、やさいバスというような取組も出てきていますので、それを参考に、顔の見える関係性が構築できていければなというふうに思いました。

同様に、生産人口が減少する中で、ひとり親であっても、現時点での生活困窮者であっても貴重な働き手です。安心してこの方たちが仕事できるように、こちらも単なる食品アクセスの問題だけではない取組を進める必要があると思います。

お互いに顔の見える関係というのが食品安全にもつながると思っておりまして、次の食品安全についての意見も言わせていただきます。

ただ、これは非常に難しい問題だなと感じています。本当に悪意がある者に対しては後始末よりは未然防止になってほしいですが、生産者サイド、そして高齢化しているという食品産業者にとっても、見える化するには労力も費用も掛かりますので、この負担についてどう考えるべきか。大きな課題だと思います。

そして、食品産業につきましては2点ありますが、頂いた資料に「環境問題への関心が高まっている」というふうにあります。それはもちろん啓発の効果もさることながら、目に見えたり、肌身で感じている変化が起きているわけです。既に農業者や漁業者が今後も今のようなペースで今のものが生産できるかという見通しは立っていないです。このような状態では、食品産業と連携したいですけれども、お約束ができない。台風、獣害、高温障害等、そういうリスクを抱える中で、これだけの量

を出せますよという約束ができるのは、食品工場とか高度な技術を導入している生産者に偏っていくのではないかと。

特に懸念しているのは、そうなると、土地利用型農業というのは質と量の約束が現段階でできにくいんです。ただ、土地利用型農業が続けられなければ、耕作放棄地は解消どころか増加してしまいますし、水涵養やJ-クレジットの対象となる炭素固定もできなくなります。この矛盾をどう克服するかというのが大きな検討点になっていくと思っています。

二つ目、環境負荷低減等の促進ですが、こちらはこれまで欧米が主導でしたので、共通点の多い気候とか風土とか、文化の共通点も多いアジア・スタンダードを日本がリードして形成していく必要があると思っています。消費行動の働き掛けについて、有機農業は単に選択肢の一つだということを強調したいと思います。慣行農法で作られた農産物でも基本的に十分安全だと思っています。資材が高騰している中で、基本的に過剰に農薬を使っている農家などいません。環境負荷低減ラベルというのももちろん大事だと思いますが、それにも増して国産の農産物を使うということが国土の保全や、ひいては食料安全の確保につながっているという、国民意識の醸成が必要だと思います。

また、先程来言っている技術の導入を促進することで、農業者間の所得格差も生んでしまいますし、新規就農のハードルも上げることになってしまうかなと感じています。ここら辺が合理的な価格形成とリンクするんですが、もちろん生産者サイドとしては、このままの価格では現状とか将来への不安がありますが、国民が食べ物を得られるというのはインフラと同じですので、食料の価格が上がれば、ますますインフレにつながってしまって、スーパーインフレからの情勢悪化につながってしまうのではないかなという懸念も起きます。医療費同様、ここは消費者負担は一定にとどめて、税金で補填するという議論も今後は必要になってくるのではないかなと思っています。

私も年明けに1回値上げを予定しているのですが、これを顧客の皆様に御説明するのも大変ですし、これからまた更に上がっていくということは、一々生産者が説明責任を果たしていかなければいけないとなると、不安だなと思います。

すみません、あと最後二つ。全体についてです。前回もお話したんですけども、負のスパイラルが起きている中で、課題積み上げ方式、対処方式では間に合わないなという中で、これだけの有識者がそろっているのに、これでは議論ではなく意見発表だなというのが私の意見です。制度上仕方がないのかもしれないのですが、本気で打開策を考えるのであれば、有識者による議論が必要だと思いますし、この会議の前に事前に30分から1時間程度で御説明いただいているんですが、複数の職員の方が資料を読み上げてくださって、これを各20名の委員にされているとすれば、それだけの時間とマンパワーが掛かっています。実際の会議でももう一度読み上げていただいております、先ほど計ったとこ

ろで約30分。2時間の会議で30分の説明があると、残り90分となり、部会長のおっしゃるとおり、委員は1人3分ぐらいで意見を言わなければいけないことになり、これだと議論とはちょっと言い難いなどというのが正直な感想です。

以上です。すみません、長くなりました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、今4名の方から御意見を頂きました。ここで事務局の方からリプライをしていただきますので、4人で区切っていきたいと思います。

では、よろしいでしょうか。

○総括審議官（新事業・食品産業） まず、食品産業ですとか価格形成のところについて御回答したいと思います。

まず山野委員から、食品産業に関して連携を拡大して、国産の利用を拡大していくということに関して施策の展開をとという御指摘を頂きました。私どもも来年の通常国会に向けて様々な取組を進めていこうと考えてございまして、こういった農業と食品産業の連携強化、それから環境負荷の低減の取組などを後押しするような制度を現在検討しているところでございます。

また、物流に関しましても、中継物流拠点ですとかパレット利用に関しての支援拡充というお話を頂きました。これも予算措置によりまして、概算要求で要求を出しているような状況でございます。

また、価格形成につきましても、仕組みの実効性、あるいは国の一定の関与というお話を頂きました。これも制度としてこの価格形成のことを組み立てていきたいというふうに考えてございまして、その中で国としても関与をいたしますし、仕組みの実効性をきちんと担保していきたいと思っております。

また、情報発信の在り方につきましても、よく生産者団体の皆様方とも協力しながら、その効果的な在り方についてはよく研究をしたいと思っております。

また、稲垣委員から、モーダルシフトに関してもお話がございました。これは実際上、鉄道ですとか船とかに切り替えるというのは非常に課題が多うございます。一つ一つ現場に回って、そういった取組を進めていこうというふうにしているようなところでございます。

また価格形成に関して、トレードオフというお話がございましたが、今回の価格形成の取組をすることによって、所得を全て確保するということはなかなか難しいことであろうと思っております。価格形成だけではなくて、様々な予算措置なども含めて生産者の所得を確保していくという考え方で、今後も政策で取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、赤松委員から価格形成に関して消費者の視点というお話をいただきました。現在、農林

水産省で協議会というものを開いてこの議論を進めておりますけれども、そこには生産者から製造業者、流通業者、小売業者、それから消費者の皆様にも入っていただいて議論を進めているところでございます。御指摘のありましたとおり、消費者の方の負担感がどうしても大きくなりますので、それに対しては政府全体で取り組んでおります賃上げ、購買力の確保といったものを伴った形で、きちんと循環するような仕組みになるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、大津委員から食品産業に関しまして、環境負荷軽減など、アジア・スタンダードというお話がございました。御指摘、私どもも同じ認識でございます。これまでもこういった国際的なルール形成に関しましては、気候の違いなどもきちんと反映できるように、あるいは食習慣の違いなども反映できるようにルール形成をしていきたいというふうに思っておりますので、そういった御指摘もきちんと踏まえながら、また進めていきたいというふうに思っております。

それから、価格形成に関しまして、今赤松委員に御説明差し上げましたとおり、やはり消費者負担のところがどうしても多くなりますので、そこは賃上げ等、経済が大きくなるということを前提に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○消費・安全局長 続きまして、食品アクセスに関して御説明をさせていただきたいと思います。

まず、山野委員から、JAにおいて経済的アクセス、さらには物理的アクセス、両面においていろいろな取組をしていただいているということでございます。これからも地域で取組の連携体制を作ったりする中で、JAなどにも入っていただいて、そういう取組の形成を進めていきたいというふうに思っております。特に経済的アクセスで食品の質を向上していくという点では、野菜だとか肉だとか様々な生鮮食品が入ってくるというのも重要ですので、そういったことでの一緒に取り組んでいくということも進めていきたいというふうに考えております。

2点目、稲垣委員から食品アクセスに関してアメリカの取組など、そういったものを頭に入れて取り組んでいくのはどうなのかということであるとか、赤松委員からも同じような視点かもしれませんが、フードバンク、こども食堂などでは根本的な課題解決にならないのではないかとといったことで、国としてもっと、取組として考えていくべきじゃないかというお話がございました。

まず1点目は、アメリカなど、非常にフードバンクなり、取組が先行しているところがございますので、海外の取組はよく参考にしながら進めていければというふうに考えております。正に、寄附促進という観点からは、我が国でも税制で損金算入をできる、寄附した分の食品のコストに関して損金算入できるというような仕組みもございますので、そういう様々な仕組みを組み合わせ寄附を促進していくということも重要ですので、我が国に取り入れられるもの、取り入れられないものがあるかと思っておりますけれども、そういうものをよく見ながら進めていければというふうに思っております。

一方において、経済的困窮者の対策そのものを、この経済的アクセスの問題で我々の食品アクセスで課題解決するというのは、これはさすがに難しいことだというふうに思っております。もともとの経済的困窮者の対策自身は社会福祉なり、所得保障なり、そういったことで進んでいかなきゃいけないことだというふうに思っておりますので、そういった施策をやった上で、我々としては、そういうものでも食品アクセスを確保できない部分をどう対処するかという問題意識なのではないかというふうに思っております。いずれにしても、そういう経済的困窮者の対策をやっている関係省庁と連携して取り組むし、現場に行けば、正に社会福祉協議会なり、そういった方々とうまく関連して取り組んでいくことが有効な施策になる上でも重要だろうというふうに思っています。

どの国もそうなんですけれども、基本的にはこの施策は民間が自発的にやっているフードバンクなどをベースに取り組んできております。我々も基本的には今ここまでやっていただいた民間の様々な取組をベースにして、さらには食品に関しても様々、まだまだ使えるのに使われていない食品がありますので、そういった活用を進めていくということを基本にしながら、さらには現場の課題を一つずつ解決していくと。そういう形で施策を進めていければというふうに考えております。

あと稲垣委員から、消費者の役割に関してリテラシーというふうなことも、消費者理解ということで進めていくべきではないかと。正にそのとおりでございます、これからまた個々の検討の中で食育のお話もさせていただこうというふうに思っていますけれども、食育として消費者に食品安全、さらには現場の様々な理解も含めてやっていただくということが重要だというふうに思っておりますので、そういうことに関してもしっかりと整理をしていければというふうに思っております。

あと、最後に大津委員から、介護とか様々な現場の課題はシナジーでうまくやっていく必要があるんじゃないか。正にそのとおりでございますので、関連する様々な施策、連携して取り組んでいければというふうに考えております。

以上でございます。

○総括審議官 すみません、まず赤松委員から、基本計画の全体像の話がありました。基本計画、これから半年にわたって御議論させていただこうと思っているわけなんです、まずは各局ともいろいろな関係者から話を聞いたり、関係省庁とも話をしながら、その課題とか施策の方向感みたいなものを今回出させていただいているということでございます。それで、例えば赤松委員から御指摘があったようなことも含めて、施策の方向性について更に検討を深めた上で、ではどういうふうな施策をやっていくのか。では、そのときにどういうKPIを作っていくのかというのを改めてまたこの場でお示しをさせていただいて、おっしゃるとおり、例えば自給率で、例えば食品アクセスの問題の目標が決まるわけではありませぬし、KPIもそれぞれの施策ごとに決めていかなければいけないと思っていますの

で、それも当然この場にお示ししていくことになると思いますが、まずはその前提として施策の方向性、あるいは考え方について追加すべき部分がどういうところなのかというのを今回御説明させていただいた上で委員の皆さんから御意見を頂いているというのが今日のプロセスかなというふうに思っていますので、御理解いただければというふうに思います。数値なり何なりというのは、また改めて御説明する機会を設けて、しっかり説明させていただくということかと思っています。

あと大津委員から非常に難しいお話を受けましたが、ちょっと事前に、繰り返しになりますけれども、これ我々関係部局、多岐にわたる部局がそれぞれ相談しながら、あるいは関係省庁とも相談しながら、今日こうやって資料を用意させていただいておりますので、そういう意味では積み上げ式じゃない課題解決型というか、これでは意見開陳の形になっちゃうんじゃないかという、そういう御指摘も分かりますので、例えば掘り下げて御議論いただくような、この間も大橋先生からも横断的な議論が少し必要なんじゃないかとか、いろいろ御指摘も頂いておりますので、議論の進め方については工夫をさせていただきたいと思いますが、基本的には我々、施策を進める上で何が必要かというのを積み上げでやっているのも行政でございますので、ちょっと大津委員の意見も踏まえながら、進め方を検討させていただければと思います。

○中嶋部会長　ほかに役所側から何か御発言ございますか。よろしいでしょうか。

4人ごとにお話を伺って、それで御回答いただくというスタイルを、1回目なので試してみようかなと思ったんですが、今の時点で、すみません、もう2時を過ぎてしまいまして、この後なかなか難しいなというふうに思っております。

それで、役所側からもお答えいただくとなると、丁寧に丁寧にということになるとかなり時間が掛かってしまいますので、ちょっと御提案なんですけど、誠に申し訳ございませんけれども、委員の皆様から一通り意見を伺って、その上で今日の段階で役所の方からお答えいただけるものはお答えいただき、難しいものに関しては引き取っていただき今後の検討に資していただくという形でよろしいでしょうか。

それで、できれば、お一人3分ということをお願いしたいところでございますが、いろいろ御発言したいこともあると思いますので、これは努力目標ということで、この後進めたいと思います。大津委員からお話しいただいた、これは意見発表の場になるんじゃないかというのは、今の形だったらどうしてもそうならざるを得ないんですが、まずはいろいろな事案に関して、皆様からも多角的に御意見を伺うことがものすごく重要じゃないかなと思っております。

既にお気付きのことかと思いますが、今日の内容は改正された箇所では付け加えておかなければいけないことをお話ししております。以前からもう行われている施策については、基本的に承知い

ただいているのではないかなということを前提にしながら、新規のものについてできるだけ強調しながら御説明いただいておりますので、改正した内容に合わせて、基本計画をどういうふうに修正していくのかという観点も踏まえながら御意見いただきたいですが、ただ、今までの施策の内容もいろいろ手直ししなければいけないところはございますので、改正部分だけというわけではございません。

ということで、ちょっと私も時間使ってしまい申し訳なかったんですが、それでは、この後順番にお話を伺いたいと思うんですけれども、私の手元にあるメモでは、磯崎委員が途中で退席されるというふうに伺っておりますので、もしよろしければ先に御発言いただけるとありがたいと思うんですが、オンラインで御参加いただいていると伺っております。磯崎委員、可能でしょうか。

○磯崎委員 磯崎でございます。

もう皆さん方からかなり御意見を言われているんで、私の方から特段何かこれに対して新しい見え方というのはないんですけれども、私はやっぱり一番大事なことは、いろいろありますけれども、改正法の中で一番大事なのは合理的な価格形成ということというのは非常に大事だと思います。もちろん、農業であろうと、我々の企業もそうですけれども、消費者が非常に大事であると。消費者目線、消費者視点ということでやっていかなきゃいけないことというのはよく分かりますけれども、しかし農業に関しましてはもう本当に生活ぎりぎりの農家の方、私の村でもたくさんおります。私も実際に農業をやっております。キリンの会長をやりながら実はミカン農家というものをやっていて、多くの方、農業の方、近所にたくさんいらっしゃいますけれども、みんなぎりぎりで行っている。私がこういう仕事をしているということも皆さん御存知なんで、是非言ってほしいというのは、やはり農業に従事する営農の人間の立場に立って考えてほしいということです。合理的な価格形成のところは当然消費者の方々のいわゆる経済的な状況というのを鑑みなきゃいけないんですけれども、持続的に農業を続けられるという、そういう視点でも農家の人にちょっと寄り添った考え方というのは必要ではないかなというふうに私は思います。もうこれで営農をやめてしまおうと、こういう方たちもたくさんいらっしゃるんです。それだったら、自給率が上がるどころか下がる一方になりますので、是非その辺のところは考えるべきだというふうに思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでございましょうか。

それでは、友實委員お願いいたします。

○友實委員 岡山県の赤磐市という人口4万3,000人の小さな町で市長をさせていただいております。

今日は、私の町もそうなんですけれども、全国的に同じ傾向を示していると思うんですけれども、地

方、しかも農業を主体としている町の実情に即して発言させていただきたいと思います。

まず基本計画、これを一通り、参考資料も含めて目を通させていただきました。法律の条文で言いますと26条から30条、この辺りが私たち行政にとっても極めて重要と思っています。キーワードだけ言います。26条は効率的かつ安定的な農業経営、27条では農業経営の法人化、28条では農地の確保及び有効利用、それから29条は農地及び農業用水の確保、30条では先進的な技術、こういったキーワードが並んでおります。これは非常に重要だと思います。私どもの町でも農地が耕作放棄、もう年々広がっております。我が町で特産とする桃、ブドウも出荷量がやっぱり年々減っているのが実情です。

なぜかという、やはり小規模農家、これは所得があまり多いとは言えません。水稻を行っている農家は誰かが原価計算したら自分の時給単価、これは20円ぐらいだというようなことを言っています。そういったことから、この状況を改善する、そのためには、例えば今年の米不足を見ても米が高騰しています。でも、今年の米の値段は随分上がりましたが、昨年のお米の値段、生産者にとっては今の高騰は10円もフィードバックされておられません。もちろん、逆のこともあるんで、どうこう言えるわけじゃないんですけれども、そういった所得の向上というのが今望まれていると私は思っております。

これは、例えば国、あるいは地方が助成金を交付するという方法も有効かと思いますが、そうではなく、生産技術を向上したり、具体的には圃場整備、あるいは農業用水の確保、そういったものに国、地方、こういったところがまだまだ力を入れないといけない。そういったところを魅力のある事業メニュー、これを国の方、我々地方、展開する必要があると思っております。

また、民間の方々には安定した販売、それから所得の確保、こういったものを、これも官民協力の上になろうかと思っておりますけれども、何とぞそういった事業が進んでいくような政策をこの先に、この基本計画の先に求めていきたいというふうに私は思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。今後の展開についての御意見を伺ったと思います。

オンラインで出席している方々が手を挙げていただいているというふうに伺っておりますので、そちらの方を先にお話しいただければと思います。

井上委員、齋藤委員、高槻委員、二村委員の順番で御発言いただけますでしょうか。

○井上委員 委員の井上です。私からは食品アクセスについて、中山間地域の小中規模の農家として発言をさせていただきます。

私の住む北杜市は中山間地ということもあり、現状分析の物理的アクセスにあるとおりの状況です。特に地元小売業者の廃業と交通手段の不便さによる買物困難者は年々増えている印象でして、移動販売を行っていた小売業者もあったのですが、収支上での支出が多くて、サービスは停止となりました。

デマンドバスも運用されているんですけども、利用率は思わしくありません。恐らく利用の方法が分からない、予約が手間な高齢者が多くいることが要因として考えられます。この課題に対してどのような検討の視点を持てるかを考えたときに、課題の改善に向けた前向きな姿勢で、各地域がそれぞれの課題に対応した形で取組を進めることが重要だと考えています。理由といたしましては、各地域は同じような課題や状況を抱えていても、文化や歴史、人口、経済規模、地域プレーヤーの性質、大都市消費圏からの距離など、様々な違いがあるからです。

先日、この違いを利用した食品アクセスに対しての改善を実施している農村へ見学に伺いました。人口1.5万人ほどの群馬県みなかみ町にあります「たくみの里」です。「たくみの里」では行政主導だったけれども、既存の直売所を再生・拡張して、一般食品を購入できるスーパー機能を設けられました。地域の農業者が直売所へ納品すると同時に、一般食品や生活必需品が購入できる仕組みとなっており、ハイブリッドな直売所運営をされていました。食品アクセスの課題に対して、地域での産業と地域での消費、いわゆる地産地消の場を集約化させることで改善をされていると感じました。そして、地域課題に対してとにかく前向きな姿勢で取り組まれている姿とサードプレイス化していることが物すごく印象的でした。

全国にある道の駅などを利用すれば同じような取組が行えるのではと想像したのですが、全ての地域において同じ手法が同じ改善につながるとは思えませんでした。なぜならば、先ほど申し上げましたとおり、各地域がそれぞれの課題に対応した形で取組を進めることが重要だと考えるからです。先ほど御説明の中に、支援策のパッケージ化という御説明がありましたが、中山間地という大きな枠組みではなくて、人口や経済、文化・歴史など現状や背景を反映させた近しい事例を参考にしたセグメンテーションが有効ではと考えております。課題に向けたソリューション提供は、主体性を持った前向きな姿勢と複数の組合せ、ハイブリッドと再生型、リジェネラティブによる手法を用いることが重要だと考えます。

発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

続きまして、齋藤委員お願いいたします。

○齋藤委員 ありがとうございます。私の方からは、今井上委員がおっしゃったように、地方に住んでおりますと食品アクセス、こちらの方は正に同じ状況ですけども、スーパーさんの撤退、そういうものがどんどん目に付きます。

それから、今回の資料、現状分析と、それに対する検討の視点ということで資料を作っていただきましたが、それに異論はございません。ただ、合理的な価格形成という中で、今まで、コストを反映

した価格形成の交渉なんていうのは今までかつてなかった状況です。それが実現すれば、我々食品を作っている現場の者としては大変ありがたいと思いますが、今の現実のお米の相場です。こちらの方、私も長いこと農業をやっておりますけれども、経験したことございません。平成5年のパニック、それ以上のショックを受けております。私もお米の集荷やっておりますので、約1,800トンぐらいの集荷をやっておりますけれども、こんなに理由もなく上がるという現象を初めて見ました。これが全く合理的な価格形成になっていないんじゃないかなという危機でおります。

それと、昨年の約2倍の価格に跳ね上がってしまして、東京の市場は今日現時点の取引会は大体2万6,500円にもうつり上がっているというこの現状。昨年の約2倍です。我々農業者がどんなことを今考えているかということ、来年の転作をやめようという話がもう本当に出てきているんです。今まで生産過剰で、世界的に農産物の生産過剰だったと思いますけれども、今や、食料がどんどんなくなっていく。そして、日本は農業者がどんどん減っているわけでして、過剰を抑えるための生産抑制の政策を長いことやっておりました。本当にそんなことで国民一人一人の食料安全保障というのを、この5年間の計画で、今の体制で実現できるか。生産抑制の政策が本当に効果が出るのか。それを本当に今ちょっと考えると、逆じゃないかと。足りないものを作るような政策に転換する。これが今回の基本法の肝だったんじゃないかなと思うんです。ただ、自給率とかそういうことの表現はなかったとは思いますが、世界的に食料問題が発生する間際ですので、国内の農業の生産を刺激して、生産を活発に行うような施策に変えていくような基本計画を立てていただければ、農村社会、そして若い農業者の後継者も自信を持って経営に当たると思いますので、是非政策の検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、続いて高槻委員お願いいたします。

○高槻委員　食品アクセスのところの今日のお話、物理アクセスのところについてのコメントなんですけれども、この資料に書いてあることに加えて基本的に認識しておくべきこととしては、そもそも人口が加速度的に減るところだと思います。ほとんどの市町村において2040年までに3割以上の人口が減るという推計が内閣府などで出ていると思うんですけれども、それは国全体の話で、農地という観点でいきますと、今日も複数の委員から意見が出ていましたが、中山間地域に耕作地の約4割が存在しており、農家さんの拠点も4割存在している。先ほどからほとんどの自治体で3割以上の人口が減るということを申し上げましたが、この傾向というのは都市部よりも、いわゆる中山間地域の方が当然加速度的に進んでいるわけでありまして、この農地という観点でも重要な地域に非常に大

きな人口減の動きというのが止まらない状況にある。しかも、それが僅か2040年という、ここから10年プラスアルファぐらいで起きてしまうというところです。

そのときに、そうなってしまってからではもう間に合わないので、そうなる前にいろいろな施策をしなければいけない。一つは、物理アクセスという話もそうですし、あるいは実際、働く農家の仕事をする方々というのも足りない。ということで、単に現状分析と今後の予測をすればいいわけではなくて、どうするかというところが重要で、完全な回答というのはなかなかないと思ってはいるんですけども、一つ取り組むべき話として考えられるものとしては、関係人口、こういうところを注目して増やしていくということだろうと思います。この関係人口については、この数年の食料・農業・農村白書の中でも取り上げておりまして、重要なテーマというふうには認識されていると思うんですけども、今の観点でいくと、関係人口のところを拡充させるというのが、それで全てを賄えるとは考えませんが、カバーしていくための具体的な施策になっていく。したがって、これをどう活かすかということを考える話だろうと思います。

食品の物理的なアクセスに関して言えば、この中山間地域の人口減、そして高齢化が進むという中で、車そのものは高齢者の方々はお持ちだったりするわけです。その車も免許返上とかで乗らなくなる。しかし、そこに関係人口ということで、若い人たちが一時期でも滞在するということになれば、彼らの人的なリソースを活用することによって、いくつかの課題が解決できるんじゃないかということです。例えば、そういったことでありまして、このようなことというのは多分まだ仕組みもできていないですし、ここからいろいろ農水省が主導して、他の省庁と連携をして、全く新しい仕組みを作るということをやらないと解決しないのではないかと思います。というのが今日私が言いたかったことでございます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、二村委員お願いいたします。

○二村委員 御指名ありがとうございます。私から何点か意見を申し上げたいと思います。

1点目は食品アクセスのところです。フードバンクですとか、子ども食堂などが、フードチェーンという形で書いてありますが、この点は非常に違和感を覚えました。やはりあくまでもボランティアな市民の活動であるということに価値があると思いますし、そのように発展してきていると思います。ここはボランティアな活動であるからこそその柔軟性を損なわないような形での支援ということで考えるべきではないかなと思います。そうはいいいましても、具体的に中間支援的な機能を設けるですとか備蓄米を活用するための支援をもう少し柔軟にするとか、様々やれることはあると思いますので、そ

れは検討したらいいと思います。少なくともフードチェーンということで書かれている点は少し見直していただいた方がいいかと思いました。

それと、フードバンクは、企業の側からすると寄附することももちろん大切なことですが、食品ロスを出さないようにするということが、経営的にも社会的にも大事なはずです。この辺りもどう位置付けるかというのは考えどころかなと思いました。稲垣委員からありましたように、アメリカのように制度的なものとして位置付けるというのであれば、それはそれで検討することは可能かとは思いますが、少なくとも今の日本ではそうはなっていないのではないかと思います。

それからもう一つ、食品アクセスのところで、フードスタンプのお話がありました。経済的な面でフードアクセスが難しいという場合に、是非御意見を頂きたいと思うのは、今年大阪府がお米Payというのをされていた、あれをどう評価するべきか迷っています。給付の形としては合理的だと思いますけれども、ああいう形でクーポンのようなものを配布することが価格ですとか需要にどういう影響があったのかなというのは気になることです。もし何か御判断があれば聞かせていただければと思います。

それから、二つ目が食品安全・消費者の信頼確保の件で、食品規格や基準の策定に関わる機能が消費者庁に移管したと思います。関係省庁間の連携をきちんと行っていただきたいというのが、要望です。それからもう一つは、気候変動によって様々な動植物の病気が増加したり、あるいは輸送中の環境が悪くなるなどして品質が低下する、あるいはかび毒が発生するとか、そういったことは懸念されると思います。この辺りについての目配りを是非お願いしたいと思いました。

それから、食品産業の部分は、地域の食品産業の中堅企業化ということが挙げられていて、経営面の安定ですとか品質面の向上という点では非常に重要なことだと思いますけれども、一方で地域の食文化を担っているような小規模な事業者ですとか新しく事業を始めていくという人たちの参入が妨げられるようなものではないかと思いましたので、これは意見として申し上げたいと思います。

最後に合理的な価格形成の部分です。一つは生産コストを削減するということがどのように行われているのか、とても気になることです。生産資材のコストを抑えていくための施策ですとか、生産、保管、流通それぞれの段階でのコスト削減や構造の見直しというのがまずあるべきではないかと思います。

それから二つ目に、価格というのは基本的に需要と供給のバランスで決まっていくのだと思いますので、合理的な価格といったときに、市場機能をゆがめるような制度ではかえって需要の方が離れていってしまうのではないかと思います。この辺りは慎重な検討が必要だと思います。

コストの見える化ということも書かれておりましたが、意外と難しいのではないかと考えて

います。どれぐらいの期間でコストを捉えるかということもありますけれども、コストを算定しているうちに、世の中は動いていってしまっていて、実際指標が出てきたときには実勢の金額とか価格と乖離があると、実際に指標が需給のバランスによくない影響を与えるというような流れになることが一番よくないと思っておりますので、ここの辺りは慎重に考えていただく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。今の御発言の中に御質問がありましたですね、大阪のお米のクーポンのお話。それについては後で役所の方からもしお答えできれば、お願いしたいと思います。

それでは、オンラインの皆様からは御発言いただきましたので、会場ということで、田島委員お待たせいたしました。御発言いただければと思います。

○田島委員 御指名いただきましたので、発言をさせていただきたいというふうに思います。私は農業の町、また生産者の思いということを踏まえて発言をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど磯崎委員や齋藤委員からも御発言があったこととかぶるかも分かりませんが、私は合理的な価格形成について意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

皆様方ももう御承知のとおり、農業の現場におきましては高齢化が進んで、従事者が減少しております。そして、特に若い担い手が育っていない状況の中で、先ほどの5年後ということではなくて、次年度の明るさ・やりがいが生産者にとって見える取組をする必要があるんじゃないかなというふうに私は思っています。

4番目の合理的な価格形成の17ページの右の表の中に、農産物価格指数の推移と農業生産資材価格指数の推移というのがあるわけですが、農業生産資材価格指数の中に農業生産資材総合ということで121.2%です。人件費が入っているかどうか、ちょっと分かりかねるのですが、121。それに対して農産物の価格としては112ということで、ここでもう10ポイントの差があるわけでございまして、価格の方が資材に追いついていないというのがこれで言えるんじゃないのかなというふうに私は判断をしているところでございます。

そういうことから、私はこの間には、3年間の中には社会情勢及び気象上の変動が大きかったのがあるかも知れませんが、価格の中にはもっといろいろなファクターを入れて検討しなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

本来、価格決定というのは、需要と供給の関係から決まってくるものだと思いますけれども、先ほどの磯崎委員さんからも、農業は若干違うよというような発言もございました。私もそうではないかなというふうに思っておりまして、この18ページの最後のところに、「合理的な費用が考慮される仕組

み（イメージ）」という中で当事者間での価格決定という項があるわけですが、先ほども言いましたように、後継者というのが、若手がやりがいを見つけるためには、ここの中で一年一年の価格を前もっての表示をしていくということで、やりがいが出てくるんじゃないのかなというふうに思います。

価格指数の推移ですけれども、2021年1月に比べて、今112.3とありますけれども、これが仮に3%、4%上がったとして、上がったことを提示しても、実際は下がったとなれば、次年度の方ですので、次の年の価格決定する際に修正をかけていいでしょうから、そうやって一年一年の先が見えるような形をしていただければ、若い人たちにもやりがいが出てくるんじゃないかなというふうに思います。

いろいろ申し上げましたけれども、とにかく品目ごとのコストの明確化、見える化を積極的に行っていただければというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに。順番に指していきます。浅井委員、お願いいたします。

○浅井委員 ありがとうございます。私から二つの意見と一つの御提案を申し上げたいと思います。

一つ目が合理的な価格形成についてでございます。

稲垣委員からも、「価格は市場で、所得は政策で」ということで、前基本法からその方針は変わらないのかというところは確認をしたいところですが、私個人の意見としても、価格は市場で決まるものであって、国が過度に介入をすべきものではないと考えております。

では、合理的なという価格形成の「合理的な」の部分がどういうふうな形で決まっていくのが合理的なのかって考えたときに、やはり僕ら生産者の立場では少しでも高い方がいいんですけども、価格が高くなると消費者の方が、高いからもう買わない、やはり消費がどんどん落ちていってしまうようなところも危惧されます。合理的な価格というものは地域にある生産資源、農地も限られていますし、いろいろな資源も限られた中でアウトプットされる農産物が合理的であること。これは誰から見ても合理的であることが答えなんじゃないかなと思います。

そういう意味では二村委員がおっしゃっていたように、生産コストのところの本当に適正なのかどうかというところのガバナンスも効いていかないといけないと思うので、私の立場からすると、確かに価格転嫁したいんですけども、やっぱりそこは生産者側の構造に問題があると言わざるを得ない部分も地域の中では見受けられます。

私は人口減少下において地域農業の在り方を真剣に考えたときに、ここでもう一回生産性を高めていく、そういう資源を有効に利用して国民の皆様に本当に良い農産物を供給していくために、どうあ

るべきかという構造の話をこの後、どこかのところで議論の場が来ると思いますので、今日はちょっとそこは話ませんが、そういうところを期待しております。

2点目が食品産業のところで、物流の課題について水戸部委員から資料を頂きましたけれども、本当におっしゃるとおりだなと思ってしまして、北海道や九州が日本の食料のメジャーな生産地である。そういうところを考えると物流の問題、これは全国的な対応としてオールジャパンで取り組むべきテーマではないかと思います。そこについて国としてどう考えられているかというところをちょっとお聞かせいただければと思います。

最後に御提案ですけれども、私も食料・農業・農村政策審議会の委員として数年させていただく中で、農業白書の委員もさせてもらっています。本当に農水省の皆様の御尽力によって素晴らしい白書が毎年出来上がっております。だけど、本当にどれだけの国民の皆さんがそれを見ているのか。そこを僕すごく懸念を持っていて、さっきの合理的な価格形成もそうですし、消費者の方の理解、リテラシーをいかに高めていくかということが重要で、そこには政府も情報発信とか、正しい情報の発信を通して、消費者の方の意識を高めていくことは、これは重要じゃないかと考えております。例えば、今回のそういう基本計画ができて、KPI、KGIが設定されて、その進捗がどうか。そして、本当に国民の皆さんにとって良い政策ができているのかどうかというところをチェックする意味でも、何かしら新しいそういう情報を発信して国民の皆様に見ていただく仕組み、若しくは白書が何かしらそういう形を変えて、国民の皆様とコミュニケーションが取れるような、政策が良かったのか悪かったのかチェックいただけるような仕組みに改良されていってはいかがかなと思います。こちらが提案です。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、続いて竹下委員、お願いいたします。

○竹下委員　佐賀から参りました竹下製菓の竹下です。

私自身、今日改めて皆さんのお話を聞きながら、農業と、我々の加工という意味で食品製造に関わる者とでは多少位置付けが違のかなというのを実感しながらお聞きしておりました。その中で一番感じたのが、皆さんお話に挙げられていましたが、合理的な価格形成のところ。18ページのところでイメージ図で示されておりますが、皆さんのお話に出てきていたとおり、確かに農業というところにおいては、こういったお話というのは一般的ではないのかもしれませんが。しかしながら、加工して食品を世の中に流していくといった位置付けにある我々においては、これはもう常日頃から求められているところでして、正直、値上げの交渉に行くときというのは、何にいくら掛かるんですというのを全てつまびらかにしなければ、応じていただけるということはありません。しかし、厳しいとこ

ろというのは、この先上がっていくことが確実に分かっていると。足下では、もうこの資材上がります、電気代上がりますだったり、ガス代上がりますだったり、人件費上がりますということがもう見えていても、今現時点、交渉に赴いているこの時点で上がっていないものというのは一切認めていただけないというところです。

実際に市場に並ぶ、店頭に並ぶというのは数か月、半年先ということになりますので、店頭価格にて反映されたときには、我々下ではもう原材料資材というものはまた次の値上げが決まって、始まっている状況ということになっています。なので、いつまでたっても正直、掛かった費用だったとか、そういった部分の転嫁というのは追っかけっこが終わらないという状態が続いているなというのが現状の厳しいところであります。

また、我々としては買い手様の方に現状こういうコストが掛かっているんですというのを開示しても、我々生産者側は隣のメーカーさん、生産者さんが事細かにどこにいくら掛かっているかというのは情報交換の範囲内でしか入手、その情報を入手することができません。しかしながら、買い手様の方は多分様々なメーカーさんからいろいろな情報を得られていますので、我々よりもよっぽど詳しく情報を得られております。なので、何であなたたちのところはここにこんなに掛かるんですか。この原料資材、こんなに高く買っているんですかとまでは言われなくても、そういったところをかなり細かく突き詰められるような状況というのもございます。

しかしながら、規模の経済性というものは我々中小企業にとってみれば非常につらいところでもありまして、どうしても同じ原材料を手に入れようと思っても、たくさん使用するところと同じ値段で入手するということはできません。なので、出来上がってくる一つの品物というものには、同じようなものであったとしても、同じ価格では仕上げることができないと。これは私たちの企業努力がまだまだ足りないというところではあるのかもしれませんが、そうしていくと、やはり大企業に集約していかざるを得ないと言われているようなものなのかなと感じることもあって非常につらいということをおもうこともあります。一方で、中小企業にしかできないような皆さんに選んでもらえる品物作りをすることで、消費者の皆様に還元していく、その努力を怠るなと言われていたんだろうなということとで精進している次第であります。

何が言いたかったかといいますと、これは本当に理想型のイメージ図じゃないかなと思いますが、このイメージ図を実現するにはいろいろな問題が現状でもはらんでいるし、現状でも起こっているところを是非いろいろな観点から課題検討していただいた上で施策として落とし込んでいただきたいなというところでございます。

その大前提として、そもそも、私も一消費者ではありますが、日本の消費者は良いものが安く手に

入るということに慣れ過ぎているんじゃないかなと思います。果物にしても、野菜にしても、きれいで形の良いものがスーパーには並んでいます。加工品に関しても、とてもきれいに包装されたものが並んでいます。私たちも製造する上で、少しのよれだったりへこみがあったものというのは検品ではじきます。ただ、その検品ではじくという工程がなければコストを下げることはできるんじゃないかなと思いますし、規格外となって廃棄される食品というのもなくなくなっていくんじゃないかなというのは感じるところです。

海外に訪問した際にスーパーなんかを見ていくと、かなり形の歪んだものだったりとか、あと箱の崩れたもの、中には袋が開いているようなものも普通に店頭に並んでいたりします。そういったものでも中身は変わらないよねと受け入れて、おいしく食べていくということを一消費者として私ももっと推進して啓蒙していかなければいけないのかなというふうにも思っていますし、第14条に消費者の役割というふうにありましたが、その啓蒙活動、リテラシー向上というところには、そういった視点も是非入れて発信していただけたらなというふうに思っております。

長くなってしまいましたが、以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、内藤委員、手を挙げていただいていたいました。

○内藤委員　ちょっと重複する部分があるので手短にお話しできればと思います。私からは合理的な価格形成のところについて意見を述べさせていただきます。

まず本質的に、私個人的には価格形成に市場経済原理以外の要素が直接、間接的に加わることは農産物に関しては必要だと思っています。では、なぜかというと、農業というのは供給が足りない状況というのを絶対に作れない。農産物が足りないということは国民が飢えるということなので、要は慢性的に物が余る状態にあって、これは市場経済というゲームの中で戦うにはあまりにも不利な戦いを強いられる宿命にあるので、ある程度の直接、間接的な影響は必要だと思っています。

例えばナイキのエア・ジョーダンとかは物すごい供給を絞って、みんなが大行列をして、転売とかでもどんどん価格がつり上がっていきますけれども、農産物でそんなことを大々的にやったら大変なことになっちゃうので、そういう意味ではこういったことは重要だとは思っています。

ただ、今回の基本法の中でもいろいろなアジェンダがある中で、合理的な価格形成というアジェンダがどのぐらい優先順位が高くて、ちょっと曖昧な表現とかもあったと思いますけれども、実際に何をいくら投下してやるのかというところについては論点提起をさせていただきたいなというふうに思っています。

というのも、そもそものこの課題の発信となっている日本の農産物が安いというか、価格コスト増

に対して価格が上がっていないという、そのそもそもの課題認識のところで言うと、相対的に、世界中、我々輸出をしているので、世界中の農産物の価格とか見ていますが、日本というようなのは世界の中で最も農産物、特に青果物の価格が高い国と言っていいかもしれないような価格水準になっています。つまり、実際にコストが上がって、それに対して値段が上がっていないのは確かですが、海外と相対的に見たときに、日本の消費者というようなのは安いものを買っているかということ、ものすごいお金を払ってくれているわけで、このゲームの中で、では何が課題なのかということ、価格転嫁、市場原理への介入みたいなのも大事だと思うんですけども、そもそも何で日本の農産物が高いのかというところは、資材価格が何年で20%上がったとかという以前の段階から、そもそも生産原価が高止まりするような構造にあったと。それはこの委員会の中でも後にお話に上がると思いますが、農地が分散していたりだとか、なかなか単収を上げるような栽培方法がインストールできていなかったりだとか、やっぱり根本の課題は私はそっちだと思っているので、まずそもそも農産物の業界側としてコスト削減をするための大規模化、先進農法の導入、そういったところを積極的に進めていった上での、最後それがある程度成り立っていった際に、ではそれをした上で供給と需給のところ農産物、農産物というようなのは市場経済で割を食うからどうしていくのかというような、そういうステップ論なのかなというふうには思っています。

なので、取りまとめると、優先順位の話です。あとは実際に合理的な価格形成というところにどういう方法でいくらのお金を投下して、どのぐらい介入するのかというところが私個人的には優先順位を、もっとコストリダクションの方に寄せて、これは大事なので、やることは大事だと思うんですけども、その優先順位の議論は必要かなというふうに思っています。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。あとお二人。

では、小針委員お願いいたします。

○小針委員　小針でございます。

合理的な価格形成は、今皆さん様々御意見があったところでいうと、御説明いただいた18ページの克服すべき課題をもっときちんと掘り下げるべきではないかなと思います。

今回、先ほど中嶋部会長からお話があったとおり、今日の議論の論点になっているところは、基本法の改正の新しい部分ということなので、それで言うと時間軸が実際5年という基本計画の時間軸よりも論点にされているものが少し大きいのではないかなと思っておりまして、それぞれの課題について本当に実際に解決すべきというか、考えるべきことと、基本計画の5年という中でやるべきことというものを今後、少し切り離して議論した方が論点が明確になるのではないかなと思っています。

あと物流の話と食品アクセスの物理的な部分というのは、農業そのものの問題、第一次産業の問題というよりは、交通なり生活インフラの問題で、農政の枠を大きく変える。恐らく、今回の基本法の改正で食料安保を一人一人のという形に変えたことによって、領域が広がることにより、農政の枠組みを大きく、よりも広い範囲という言い方がいいかどうかというのはちょっとあるんですけども、範疇が広がったことで、他省庁との連携をきちんとしていかなきゃいけないこと。若しくは農政のみではやり切れないこととの重なりというのは非常に大きくなっていくと思いますので、その中で農政としてやることというのはどういうものなのかをきちんと整理した方がいいのではないかなと思っています。

そのことも関連をするんですけども、今後検討をする上で民間事業者がやるべきことと、政策としてやるべきことというものを一つ一つの課題において整理して議論をした方がよいと思います。これだけ情勢が変わって、政策的に食料安保というものを非常に強化していかなくてはならないという流れ自体は理解するんですけども、そうであるからこそ民間でできること、政策でできることというのをきちんと区別をした上で、それで政策として何をするのか。そのためにはどうするというのに対して計画をどう作っていくのかということ整理をして、その中で農政としてどうするのかというのがないと、今後PDCAを作っていこうというときの具体的にやるものというものが曖昧になってしまうと、指標等々も作りにくくなっていくというところもあるかと思いますので、その辺りは今後議論するときに考えていくべきことではないかなと思っております。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、林委員お願いいたします。

○林委員　ありがとうございました。前回の食農審と企画部会の合同部会の際に中嶋部会長から、「基本計画策定に向けて緊張感を持って今後の6か月、濃密な議論を」というお言葉を頂いたので、今後の議論に向けてのお願いを2点申し上げたいと思います。

1点目ですが、今後の基本計画の議論においては、スマート農業化の前提として農水省関連の手続自体の簡素化、DX化を進めることを検討していただきたいと思います。政府横断的なデータを連携して政策運用のDX化を検討していただきたいと思います。この点も含めてKPIを定め、1年ごとにPDCAを回す計画を作ることをお願いしたいと思います。

2点目は、基本計画でバージョンアップを検討していただきたい個別論点です。本日の資料では、今回の基本法改正で新たに盛り込まれた食料安保の観点について、食品アクセス、フードバンクなどが取り上げられておりますが、むしろ前回の議論で多くの委員から御意見があったのは、農地政策の

スピードアップだと思います。議事録を見ていただければ、少なくとも四、五人の委員がおっしゃっていたと思います。本日もありました。日本は20年後に農業人口が4分の1の30万人となると。農業法人協会の齋藤委員からも、米でも10年以内に国内自給できなくなるというお話がありました。それにもかかわらず現状では、合意形成に非常に時間が掛かることが最大のネックであると。山波委員から、土地改良が決まるまでに数年掛かり、更にそこから工事するので、10年、15年のスパンでしか未来図が描けないという壁について、みんなでここで議論してほしいというお声を伺ったところであります。

所有者不明農地が全体農地の23%、約103万ヘクタール。農地集約、土地改良について所有者を探索してボトムアップの合意が一つずつできるのを待つという、これまでの在り方は百年河清を待つというような話であって、食料安保のフィージビリティのない基本計画を作ってはいけないと思っております。

農地政策についても農水省がプッシュ型で政策実現をするようなKPIを今後の議論の中で設定していただきたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

以上、御参集いただきました委員の皆様から一通り御意見を頂いたところでございます。

今手元の私の時計を見ると14時58分ということなので、2分しかないんですけども、一応役所の方から可能な範囲でリプライをしていただきたい。また、今後の課題として残すものが何かあるならば、それを明示していただきたいと思います。いかがでございますか。

○消費・安全局長　二村委員からあった先ほどの大阪のお米Payなどのお話でございますけれども、基本的には大阪府の施策を我々がここの場で何か評価するというのはもちろんできませんし、どちらかというと生活困窮者対策という観点の議論に今なっているような気がしますので、ちょっとそこに関してはコメントは控えさせていただきながら、2点だけお話をさせていただこうと思います。

一つはアメリカのフードスタンプは、歴史的にどちらかというと、食品アクセスの対策というより、正に社会福祉政策の一部として行われてきたという歴史があるということが1点目でございます。

2点目、そんな中で日本の場合はそういう社会福祉政策というのは、基本的には現金支給を中心に生活保護などを行われてきた。もう言うまでもないことでございます。

我々がフードバンクの皆さんとも話をしても、まず国として大事なことは、そういう所得、生活保護などが現金でそれぞれ渡されることによって、それぞれの者の困っているところに活用ができるわけだから、そういう支援がまずは第一なんだと。我々はそういう生活保護なり、生活困窮者対策

の下にそれを補完するものとして食品アクセスの対策は重要なんだということも、よくそういうことを現場で取り組んでいる皆さんからお話もあつたりしますので、小針委員からもありましたけれども、よくどういうふうに施策の役割分担をしていくか考えながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○中嶋部会長 では、先に新事業・食品産業部の方から。

○総括審議官（新事業・食品産業） 浅井委員から、物流に関して全国的な課題ではないかということで、どう考えているのかというお話をいただきました。これはおっしゃるとおりでして、政府としては農水省だけで取り組んでいるわけじゃありませんで、国交省、それから経済産業省、それから交通規制も絡みますので警察庁なども入って、関係閣僚で今物流に関しては対策を講じていくということにしてございます。ですので、交通のインフラの部分は国土交通省などを中心に、貨物専用の高速道路を造っていくとか、そういうことも含めていろいろ取組を進め、その中で荷主として私ども農水省はきちんと物を届けるというところに万全を期すような対策を打っていこうということで取り組んでいるところでございます。

それから、内藤委員から、価格形成に関して優先順位だとか、あるいはどれだけ様々なコストを投下するつもりなのかというお話がございました。優先順位、言い方が難しいことではありますが、価格形成に関しては、これまでなかったものを施策として講じるという面において、そういう意味では優先順位が高いものだと思っておりますが、これまでも申し上げていますとおり、これだけで全てを解決するというものではありませんで、そういう意味ではワンオブゼムだというふうに考えてございます。

それから、価格形成に関しては、実態把握をするための調査ですとか、それから消費者の理解を得るための広報ですとか、それから取引の実効性、仕組みの実効性を確保するための職員の配置だとか、そういう環境整備のための予算ですとか定員要求というものは出してございますが、取引に直接介入するような要求といったものは一切出してございません。そういう意味においては、今日も御説明差し上げましたとおり、需要や品質を反映するという基本を前提にして、これを補完するような仕組みを考えるということで考えているところでございます。

○中嶋部会長 それでは、農産局。

○農産局長 農産局でございます。

齋藤委員の方から、お米のお話がございました。私ども現在、お米につきましては需要に応じた生産ということで、例えば国産の小麦を使ったパン、あるいはラーメンの麺、こういったものが欲しい、あるいは大豆が欲しい、いろいろなお米の、お米以外の需要がある中で、そういった需要に応じた生

産をしていくということが大事だということでやってきております。

いずれにしても、今後の水田政策につきましては、食料安全保障の強化、こういったことを図る観点から、その見直しということを検討していくということとしておりますので、私どももしっかり検討を進めていきたいというふうに思っております。

○中嶋部会長　ほかに御発言いただく方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

本日は本当に様々な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

私は基本法の検証部会に携わらせていただいたときに、それぞれのテーマを決めて、いろいろな御意見を発言していただきました。そのときに、いろいろなお立場から、そして逆の立場から、それぞれ気付かないようなことを御指摘いただいたのは大変ありがたいことだと思っております。テーマは絞り込まざるを得ませんので、本日このような4つの課題について提示して、そして御意見を頂くという形になってしまいましたが、これを積み上げることで最終的にこれを取りまとめて、基本計画の大事なパーツが一つ一つ埋め込まれていくのだと思いますので、お気付きの点は御自由に今後御発言いただいた方がいいのではないかなと思います。

それから、実質初回ということもあって、今後の枠組みに対しての御要望も頂きました。これは事務局の方で受け止めていただきまして、今後の議論の改善につなげていければと思いますし、最終的な基本法を取りまとめる上での重要な論点として受け止めていただければというふうに思っているところでございます。

今回の改正の中で、目的が書いてある第1条の基本理念の前に、「食料安全保障の確保等の」というのが付け加わりましたので、私自身の理解といたしましては、全ての検討は食料安全保障の確保というところにつながる。言い過ぎかもしれませんが、そういった問題意識を持ちながら、今後御議論いただきたいと思っております。

今日の論点は限られたものになりましたけれども、そういった問題意識を皆様と共有できたのではないかなというふうに感じたところでございます。

それでは、ちょっとオーバーしてしまいまして申し訳ございません。本日の議題はここまでしたいと思います。

最後に、事務局から次回の日程について御説明をお願いいたします。

○大臣官房参事官　次回の企画部会につきましては再来週、10月16日水曜日の午後1時から。場所につきましては、ここ、7階講堂での開催を予定してございます。

議題につきましては、新たに基本理念に位置付けました「環境と調和のとれた食料システムの確立」のほか、「多面的機能の発揮」「農村の振興」について御議論いただきたいと考えておりますが、詳

細につきましてはまた調整がつき次第、改めて御連絡させていただきたいと思います。

○中嶋部会長 それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後３時０６分 閉会